

平成 22 年 4 月 27 日

22 港街建第 163 号

1 運用方針

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 44 条第 1 項第 2 号に関する許可に当たり、道路内に立地することが公益上の観点からみて合理的に必要と認められ、かつ、バス停留所の上家等で道路内にあっても通行上支障がないものについては、審査の簡略化を図るため、取扱基準を定め運用することとする。取扱基準に適合するものは、許可するものとして港区建築審査会(以下「審査会」という。)に同意を求めるものとする。

なお、取扱基準に該当しないものは、個別に審査し、審査会に同意を求めるものとする。

2 適用範囲

取扱基準は、次のいずれかに該当するものについて適用する。

- (1) 道路内に設けるバス停留所の上家
- (2) 道路内に設けるタクシー乗り場の上家

3 取扱基準

取扱基準は、次のとおりとし、許可申請をするに当たり近隣への周知を図るものとする。

- (1) 設置場所は、原則として幅員 3m 以上の歩道、駅前広場等とする。
- (2) 鉄骨造平屋建(主として鋼管組立による上家)であり不燃材で造られていること。ただし、屋根に使用するポリカーボネートは、不燃材とみなす。
- (3) 壁等の囲いを有しないもので、他の建築物に接続していないこと。ただし、広幅員の歩道及び駅前広場等に設置するもので、通行上支障のない場合は、この限りでない。
- (4) 歩道上に設けるものは、原則として幅 3m、かつ、歩道幅員の 2 分の 1 以下とし、長さ 10m 以下とする。また、設置する位置は、一般宅地側の道路境界線から歩道幅員の 2 分の 1 以上離すこと。
- (5) 駅前広場等に設けるものは、屋根の水平投影面積を 200m² 以内とすること。
- (6) 高さは、おおむね 3m 程度とすること。
- (7) 歩道上に設けるものは、原則として椅子等を設置しないこと。ただし、広幅員の歩道、駅前広場等に設置するもので、通行上支障のない場合は、この限りでない。
- (8) 所轄の道路管理者、消防署、警察署から支障がない等の意見が添えられていること。
- (9) 広告物等を設置する場合、区道内においては「道路占用許可基準」(平成 22 年 3 月 31 日付 21 港環施第 1406 号)、その他の道路内においては「道路占用許可基準及び道路占用物件配置標準」(昭和 52 年東京都告示第 751 号)を満たすこと。

(以下、省略)